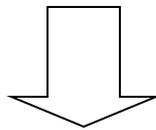


請願・陳情における氏名・住所の扱いについて

請願・陳情に記載された氏名・住所については、次のように扱われます。
(電話番号は非公開)



- 1 議会において配布される請願・陳情文書表に記載され、議員、市側及び傍聴者に配布（立川市議会会議規則第 136 条に基づく）
- 2 インターネット上のホームページ及び会議録検索システムに、氏名・住所が表記された形で掲載



- ・ 氏名・住所の表記を希望しない場合、傍聴者に配布される資料、ホームページ及び会議録検索システムにおいて、氏名・住所を表記しない形にすることができます。
(但し、情報公開請求があった場合に氏名・住所を開示することがあります。)

以上の点を御了承の上、氏名・住所の非表記を御希望の方は、以下の□にチェックをし、署名を願います。

1 氏名について すべて表記しない 団体名のみ表記

2 住所について 表記しない（〇〇県〇〇市のみの表記となります）

以上の通り、氏名・住所についての配慮を願います。

氏名 _____